



長野県報

3月26日(月)
平成30年
(2018年)
第2960号

目 次

規 則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	1
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則（労働雇用課）	1
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則（信州の木活用課）	2
長野県都市公園規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	2
学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	2
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	2

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（食品・生活衛生課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	5
道路法に基づく県の区域の境界に係る道路管理協定の締結及び廃止（道路管理課）	5

公 告

平成29年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	6
平成28年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	52
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	60

規 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「看護師」を「看護職員（条例第68条第2項第3号に規定する看護職員をいう。第28条第2項第3号において同じ。）」に改める。

第28条第2項第3号中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則（昭和42年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条中「次の各号に掲げる福祉施設にあつては当該福祉施設の区分に従い当該各号に定める日」を「飯田福祉センターにあつては毎月第1水曜日」に改め、同条各号を削る。

第12条第1項中「別表の6」を「別表の5」に改める。

第13条中「別表の4」を「別表の3」に、「別表の5」を「別表の4」に、「別表の6」を「別表の5」に改める。

第15条第1項中「(大会議室にあっては、利用日の1月前の日)」を削り、同条第3項第2号中「(大会議室にあっては、利用日の3月前の日)」を削る。

別表第4の1のピアノ(グランド型)の項を削り、同1のピアノ(たて型)の項中

300	300	300	600	600	900	100
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

を

円 300	円 300	円 300	円 600	円 600	円 900	円 100
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

に改め、同1のワイヤレスマイクロфонの項、映写機(固定式)の項から映写機(8ミリ)の項まで、スライドの項及びパーソナルコンピュータ(1台)の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

労働雇用課

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表の専門教育科目の項中 「森林保護学」 を

「森林保護歓害対策学」 に、

「保健休養学 2 」 を

「保健休養学 1 」 に、

「 4 」 を 「 $4 \frac{14}{15}$ 」 に改める。
 「 4 2 」 を 「 $4 \frac{4}{5}$ 2 $\frac{4}{15}$ 」 に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

信州の木活用課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「次条及び第3条において」を「以下」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 法第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合(前各号に掲げる場合を除く。) 当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校職員のへき地手当等に関する規則を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

義務教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の2別表第1の寿台養護学校の学校において行う教育の中に「知的障害者及び」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

特別支援教育課